

○林委員長 開会いたします。

本日、横山委員より欠席の届出をいただいております。

1、令和3年第1回定例会提出議案について、議案第1号、議案第3号、議案第14号について、理事者から順次説明を願います。

経済部長。

○品田経済部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書23ページ、7款1項1目商業振興費、クリーニングサポート事業費4千730万5千円でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているクリーニング事業者への支援を、旭川クリーニング組合に対する補助金等を通じて実施しようとするものでございます。コロナ対策を最前線で行う5つの基幹病院及び大規模クラスター対応に当たった吉田病院、北海道療育園に従事する医療従事者などのほか、感染リスク回避のため外出を自粛するなど、不便な生活を強いられている妊婦の方や1歳未満の乳児がいる世帯に、クリーニング店で使える一人当たり3千円分のクーポン券を配布し、家事負担の軽減やクリーニングサービスを活用した生活環境の維持を図りながら、市内のクリーニングの需要を喚起しようとするものでございます。なお、本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を財源としております。

次に2目工業振興費、地酒で乾杯応援費4千万円でございます。市内の地酒関連産業の幅広い支援を、地酒の消費や飲食店等の利用拡大に取り組む旭川酒販協同組合に対し補助金を通じて実施しようとするものでございます。昨年6月に同組合が実施した市内の地酒4本セット、しあわせの地酒事業の内容をリニューアルいたしまして、特典分として、市内飲食店等でテイクアウトとしても利用できる割引券とおつまみなどの地場産品をセットにして提供いたします。地酒の消費拡大と飲食を中心とした市民レベルの消費の促進を通じ、様々な業界への波及効果による地域経済の下支えを図ってまいります。

次に7目動物園費、動物園事業特別会計繰出金5億6千515万1千円でございます。後ほど、令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算において御説明いたしますが、動物園会計における入園料収入の減少等に伴い、繰出金を増額しようとするものでございます。

次に、補正予算書4ページ、第2表繰越明許費補正についてでございます。5款1項労働費、中小企業緊急雇用維持助成金180万円、次の5ページ、7款1項商工費、地場産品販売促進支援費250万円、地場産品消費拡大支援費7千580万円、中小企業振興資金融資事業費2千21万3千円、クリーニングサポート事業費4千730万5千円、地域商店街拠点化促進費580万円、地酒で乾杯応援費4千万円、立地環境調査支援費546万7千円でございます。これらの8つの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への緊急対策に係る事業でございますが、年度内に事業が完了しない見込みであるため、事業費を繰り越そうとするものでございます。

以上が、旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分のものでございます。

続きまして議案第3号、令和2年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして御説明いたします。補正予算書の35ページ、歳入を御覧ください。1款1項1目入園料の5億6千515万

1千円の減額でございますが、入園料収入の減少により補正するものであり、5款1項1目一般会計繰入金におきまして、同額を増額しようとするものでございます。入園料収入の減少につきましては、新型コロナウイルスの影響により、国の緊急事態宣言に伴う約1か月間の臨時休園をはじめ、往来や外出の自粛など、国内外からの来園者が大幅に減少したことに伴うものであり、本年度の来園者は、予算が139万人に対しまして、約65%減の48万人となる見込みでございます。

次に、補正予算書の36ページでございます。追加分としてお示しをした債務負担行為につきましては、いずれも本年度中に契約事務を行う必要があることから、補正しようとするものでございます。園内業務委託料につきましては、期間は令和3年度から令和4年度、限度額を1億8千495万4千円、展示館案内誘導業務委託料につきましては、期間は令和3年度から令和4年度、限度額を4千230万6千円、令和3年度分旭山動物園維持管理業務等委託料につきましては、期間は令和3年度、限度額を3千629万6千円とするものでございます。

以上が、旭川市動物園事業特別会計補正予算の内容でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○林委員長 観光スポーツ交流部長。

○三宅観光スポーツ交流部長 議案第1号の令和2年度旭川市一般会計補正予算における観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。このたびの補正予算につきましては、部として、予算の減額が4事業、増額が1事業となっております。

初めに、補正予算書23ページ、事項別明細書を御覧ください。7款1項4目の観光プロモーション推進費における450万円の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限などにより、外国人観光客の誘客促進を目的とした事業が困難になったことから、各種関連事業の実施を見合わせることにし、あさひかわ観光誘致宣伝協議会に対する負担金に係る事業費450万円を減額しようとするものでございます。次に、冬季観光滞在促進費における4千870万円の減額であります。これは例年、旭橋河畔会場等で実施しておりました来客イベントとしての旭川冬まつりの開催を中止し、オンラインを活用したみんなの冬2021を実施することとなったため、事業費の4千870万円を減額しようとするものでございます。次に、大雪カムイミントラDMO推進費における500万円の減額であります。これは、令和2年第5回臨時会におきまして、貸切りバスを活用した冬季観光の体験モニターツアーを実施するため、DMOに対する負担金を500万円増額する議決をいただいたところでございましたが、その後、市内における感染症の相次ぐクラスターの発生に伴い事業の実施を見合わせることにし、同額を減額しようとするものでございます。以上の3事業につきましては、財源は全額一般財源となっております。

続きまして、補正予算書25ページ、10款6項1目のバーサーロペット・ジャパン開催負担金における1千990万円の減額であります。これは、感染症拡大によるバーサーロペット・ジャパンの中止に伴い、当該事業に係る1千990万円を減額しようとするものでございます。財源は、1千750万円が基金からの繰入金、残りの240万円が一般財源となっております。次に、管理事務費における55万9千円の増額であります。これは、東地区体育センターの利用において、感染症の影響に伴うキャンセル料を徴収しないと決定したことなどに係り、センターの利用料金収入が減少しておりますことから、減収分について補償金を支払うものでございます。財源は全額一般財源となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 農政部長。

○和田農政部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。補正予算書23ページの事項別明細書を御覧ください。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、農業次世代人材投資事業費75万円でございますが、経営が不安定な新規就農者の所得を確保し、就農意欲の喚起と就農後の早期経営安定を目的に、新規就農者に対しまして、経営開始後、最長5年間、年間最大150万円を交付する制度でございます。今回の補正につきましては、現在交付を受けている者のうち1人が来年度上期分の繰上げ交付を希望しましたことから、補正をしようとするものでございます。

次に、経営体育成強化支援費3千242万5千円でございます。本事業は、経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手である経営体が、融資機関からの融資を活用し、農業用機械や施設の導入などを行う場合において、対象経費に補助率2分の1を乗じた額と融資額を比較し、低い額を補助金として交付するものでございます。今回、国の令和2年度補正予算事業の募集に対しまして、4地区5経営体から要望があり、補助金として補正を行うものでございます。なお、年度内の執行が困難なため、4ページの第2表繰越明許費補正、6款農林水産業費、1項農業費のとおり、令和3年度に全額を繰り越して執行しようとするものでございます。

23ページに戻っていただきまして、最後に、機構集積協力金交付事業費37万5千円でございます。本事業は、リタイアした農業者や農地の相続人で農業経営を行わない者などが、担い手への農地集積・集約を推進しております北海道農業公社に対して農地を10年以上貸し付けた場合に、農地面積に応じて協力金を交付する制度でございます。今回、過年度の事業におきまして、5経営体が10年が経過する前にその農地の賃貸借契約を解約したこと等により返還が生じたものでございます。なお、これら3事業の財源につきましては、全額特定財源となっております。

以上、農政部所管に関わる一般会計補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員長 学校教育部長。

○山川学校教育部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳出でございます。事項別明細書の24ページになります。中段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の給食施設整備費、補正額1千940万円につきましては、国の令和2年度第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として、エアコン設置工事の補助対象建物に給食施設が追加されたことから、学校施設環境改善交付金を活用し、緑が丘小学校及び北鎮小学校の給食室エアコン設置工事を実施しようとするものです。

次に、1つ下の学校感染症対策・教育活動費、補正額5千320万円及び25ページ上段、3項中学校費、1目学校管理費の学校感染症対策・教育活動費、補正額2千640万円につきましては、学校が感染症対策等を徹底しながら学習保障を行うため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校の教育活動に必要な物品の購入等を行うものです。

次に、24ページ中段、2目教育振興費の修学旅行等関連費、補正額257万7千円及び25ページ中段の3項中学校費、2目、修学旅行等関連費、補正額690万2千円につきましては、新型

新型コロナウイルス感染症により、修学旅行や宿泊研修が延期や中止になった場合に生じるキャンセル料を負担しようとするもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。

次に、24ページ下から2段目の3目維持修繕費の学校施設大規模改修費、補正額5億2千452万円及び25ページ中段の3項中学校費、3目、学校施設大規模改修費、補正額1億854万円につきましては、いずれも学校施設環境改善交付金を活用するもので、国の令和2年度第1次補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業として採択された東町小学校、緑新小学校及び愛宕東小学校の暖房設備改修工事を実施するほか、国の当初予算に盛り込まれた北鎮小学校及び啓北中学校給水設備改修工事を実施しようとするものです。

次に、24ページの一番下、4目学校建設費の東栄小学校増改築費、補正額3億2千530万円につきましては、国の令和2年度当初予算に盛り込まれた学校施設環境改善交付金を活用しまして、東栄小学校の旧校舎及び屋体の解体工事を実施しようとするものです。

次に、1つ下の千代田小学校増改築費、補正額3億6千574万8千円につきましては、学校施設環境改善交付金を活用するもので、国の令和2年度第3次補正予算に盛り込まれた学校施設環境改善交付金により、千代田小学校の校舎及び屋体の増改築工事を実施しようとするものです。なお、給食室の工事分につきましては、国の令和2年度第1次補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業として採択されており、これにより実施するものであります。

今回補正するこれらの事業費につきましては、修学旅行等関連費を除き、繰越明許費として全額を令和3年度に繰り越し、令和3年度に事業を実施しようとするものでございます。

次に、歳入でございます。15ページを御覧ください。先ほど御説明した国の補正予算等関連の事業実施により、17款2項7目教育費国庫補助金、9節学校建築費補助金に1億7千158万4千円、11節学校施設環境改善交付金に7千560万7千円、14節学校保健特別対策事業費補助金に3千980万円を追加するとともに、18ページの24款1項7目教育債、1節学校教育施設等整備事業債に10億2千310万円を追加するものであります。また、7ページに戻りますが、第4表地方債補正（変更分）の表の下から2段目、学校教育施設等整備事業につきましては、市債の補正に伴い、限度額を引き上げようとするものでございます。

続いて、繰越明許費でございます。4ページに戻りますが、第2表繰越明許費補正（追加分）のうち、5ページの表の一番下、10款教育費、2項小学校費、給食施設整備費1千940万円、学校感染症対策・教育活動費5千320万円、学校施設大規模改修費5億2千452万円、東栄小学校増改築費3億2千530万円、千代田小学校増改築費3億6千574万8千円、及び3項中学校費、学校感染症対策・教育活動費2千640万円、学校施設大規模改修費1億854万円につきましては、今回補正するそれぞれの事業費の全額を繰越明許費として令和3年度に繰越ししようとするものでございます。

最後に、債務負担行為補正の追加分でございます。6ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。学校教育部所管分といたしましては、表の下から5段目以降の教育ネットワーク接続料、限度額2千376万円、校内LAN通信機器集中管理委託料、限度額495万円、小・中学校共通教材ソフトウェアライセンス使用料、限度額1千438万9千円、小・中学校フィルタリングソフト使用料、限度額1千22万7千円、令和3年度分施設維持管理業務等委託料、限度額8億7千5

32万1千円のうち、学校教育部所管分として3千360万5千円がございます。いずれも令和3年4月1日から業務の履行を開始する必要があることから、令和2年度中に契約を締結するために債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 社会教育部長。

○高田社会教育部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分についてでございますが、議案第14号の旭川市科学館施設整備基金条例の制定についてと関連がありますことから、こちらから御説明をさせていただきます。

旭川市科学館は、今年7月で17年目を迎え、常設展示機器をはじめ、プラネタリウムや天文台などの展示設備の改修等が必要となっているほか、デジタル社会を迎え、科学への関心を高め、理解を深めるための事業をさらに充実していくことが求められております。そのため、これらの取組を進めるに当たり、安定した財政基盤の確立に向けて、旭川市科学館施設整備基金、通称サイバル未来基金を新設することを目的に、旭川市科学館施設整備基金条例を制定しようとするものでございます。

次に、これに伴います補正予算についてであります。補正予算書の25ページを御覧ください。下から2段目、歳出の10款5項4目博物科学館費、24節積立金、科学館施設整備基金積立金、補正額1千400万円につきましては、ただいま御説明いたしました条例に基づき新設いたします基金への積立金の補正を行おうとするものでございます。また、その財源といたしまして、17ページに戻っていただきまして、上から4段目、歳入の20款1項8目教育費寄附金、4節科学館寄附金で同額を補正しようとするものでございます。

以上が、社会教育部所管の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 ここで、発言を確認いたします。御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 ないようなので、ここで議案の説明に関わり出席している理事者については、退席していただいて結構です。

2、報告事項について、第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）について、旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について、「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見提出手続の結果について、理事者から報告を願います。

観光スポーツ交流部長。

○三宅観光スポーツ交流部長 観光スポーツ交流部より、第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）について報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。

1枚目になります。項目1、第2次旭川市スポーツ振興計画につきましては、本市のスポーツ振興に必要な施策の方向性を示す総合的な計画で、計画期間は平成23年度から今年度までの10年間としているところでございます。

次に、項目2、（仮称）旭川市スポーツ推進計画の策定延期及び第2次旭川市スポーツ振興計画の期間延長の考え方についてでございます。この計画につきましては、当初、今年度末で計画期間が終了することから、新たな計画の策定に向けて、今年度、市民意識調査などを予定していたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、旭川市スポーツ推進審

議会から、市民意識調査や計画の策定作業については延期すべきとの意見をいただいたことをはじめ、感染症の先行きが見えない中、今後のスポーツ推進の見通しを持つことが困難であることなどから、市といたしまして、新たな計画の策定を2年間延期し、その間につきましては、現計画の期間を延長して対応したいと考えております。

次に、項目3、計画策定延期に伴う対応でございますが、新たな計画につきましては、令和5年度をスタートの時期と定め、現計画につきましては、計画期間等について時点修正を行っております。

次に、別紙1を御覧ください。（変更案）第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）、追加の1と2ページを御覧ください。今回の期間延長に伴い、審議会から、新型コロナウイルス感染防止を前提としたスポーツ推進の在り方について、今後のスポーツ推進に向けて、市への提言、この2つの視点から御意見をいただいたことから、今後、これらも踏まえながら、引き続き、計画に基づきスポーツの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○林委員長 学校教育部長。

○山川学校教育部長 旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について御報告いたします。

計画の概要につきまして、お手元にお配りしております計画（案）（概要版）で御説明申し上げます。1ページ、1つ目の囲み、計画の背景・目的であります。本市の学校施設の多くは、昭和60年代以前に建てられており、老朽化が進んでいる状況であることから、現在、耐震化や老朽化対策については優先的に取り組んでいるところであります。また、今後は教育環境の質的向上やバリアフリー化、防災機能の強化なども求められているところであります。本計画につきましては、このような状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、財政負担の軽減、平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することを目的として策定するものであります。

次に、2つ目の囲み、計画の位置付けであります。本計画は、1ページ下にある図の左側に記載しております国のインフラ長寿命化基本計画を受け策定された、旭川市公共施設等総合管理計画のうち、学校施設に係る個別計画として位置づけるものであります。

次に、2ページを御覧ください。計画の期間につきましては、上位計画であります本市総合管理計画の期間に合わせ、令和2年度から令和21年度までの20年間としております。

その下、学校施設の目指すべき姿であります。本計画に基づき今後の整備を進めるに当たり、学校施設整備の基本的な考え方ですが、1ページ下に示した本市の関連計画との整合性を図りつつ、重点的に配慮を行うべき事項として、1つ目、安全・安心で充実した施設環境の整備につきましては、本市総合管理計画の基本方針にもあります施設の計画的な維持、更新を行うことで、安心して学べる環境の整備を目指します。2つ目、学び方の変化に対応した施設整備につきましては、学校教育に係る制度などが変化していく中、教育内容、教育方法等の変化や多様化に対応し、教育環境の充実を図る整備を目指します。3つ目、地域に密着した施設整備につきましては、学校施設は、子どもたちはもとより、多くの市民が利用する施設であることから、全ての人が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した施設を目指していくこととしております。

次に、3、学校施設の実態について、2ページ下の囲みの、今後の維持・更新コスト（従来型）

ですが、仮に、従来型の整備方針であります建築後50年程度での建て替えを行った場合の試算を行った結果、向こう40年間のコストは約2千360億円となる見込みであります。

これら施設整備の基本的な考え方やコスト等を踏まえ、3ページの4、学校施設整備の基本的な方針等としまして、今後は、特定の期間に多額の費用が集中してしまう従来型の建て替え中心の整備から、適切な維持管理を行いながら、学校に求められる機能、性能を維持する長寿命化改修による整備に移行していくこととしております。そのため、2つ目の囲みの目標使用年数、改修周期の設定において、目標使用年数を80年とし、屋根や外壁など、各部位の機能や性能が著しく低下してしまう前に補修し、機能、性能を回復させる予防保全の取組を行ってまいります。3つ目の囲み、長寿命化のコストの見通しですが、従来型から長寿命化型の整備とすることで、40年間で約261億円の費用の圧縮を図ることができる見通しとなりますが、いずれにいたしましても、施設整備に係る費用も増大していく見通しであるため、本市の総合管理計画の基本方針に基づき、維持管理の適正化やコストの抑制などの取組を行ってまいります。

4ページの5、計画の実施・運用方針の1つ目の囲み、維持管理の手法、情報の整理等ではありますが、学校施設の長寿命化を適切に進めていくためには、施設の状態や改修履歴等から施設の劣化や不具合を把握することが重要でありますことから、各施設ごとに情報等を管理し、これに基づいて改修の必要箇所や優先順位を決定していくこととしております。また、2つ目の囲みのフォローアップとしては、PDCAサイクルにより、本市総合管理計画や関連計画の見直し、教育環境等の変化なども踏まえ、適宜見直しを行うこととしております。

最後になりますが、本計画案につきましては、2月1日から3月5日までの期間で意見提出手続を実施しており、本市ホームページに掲載するとともに、教育委員会、市政情報コーナー、各支所及び公民館等でも配布をしております。この後、意見提出手続の結果を踏まえ、必要な修正等を行い、今年度末までに計画の策定を行う予定であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○林委員長 社会教育部長。

○高田社会教育部長 「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見提出手続の結果について御報告いたします。本計画案につきましては、現行の第3次計画の期間が今年度で終了することから、次期計画として策定作業を進めているもので、旭川市図書館協議会への諮問や、旭川市教育委員会会議で御審議いただいた上で計画案を取りまとめ、昨年12月25日から本年1月31日までの期間、計画案に対する意見提出手続を実施したものでございます。

初めに、本計画の内容につきまして、お配りしました資料の計画案の概要版により御説明いたします。第4次計画については、第3次計画の「すべての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境をつくります」という基本理念や基本方針を引き継ぎつつ、情勢の変化などを考慮し、令和3年度からおおむね5年を計画期間としてございます。本案の策定に当たっては、現状を把握するため、市内の幼稚園、保育所の保護者と、小中学生を対象としたアンケート調査の実施や、全国調査の結果などを分析するとともに、第3次計画の取組の成果と課題などを踏まえ、第4次計画で継続していく取組や、充実、拡充していく取組について検討いたしました。

第4次計画の取組の方向性としていたしましては、一つには、発達段階に対応した読書環境や資料の整備、充実と、読書活動の工夫、もう一つは、関係機関・団体等との連携による研修機会の拡充と

啓発活動の推進としており、各領域において、学校や家庭、地域などの関係団体との連携協力により、子どもたちの読書活動を支えるための環境を整備することを目標としてございます。

今回の意見提出手続でいただきました御意見については、配付した資料にお示ししたとおり、個人から14件となっております。その内容につきましては、計画を進めていく上で参考とする意見が6件、計画案とおおむね同じとする意見が2件、計画案とはまた別に、個別施設のサービス等の充実に関する意見が6件となっております。各意見に対する考え方については、資料に記載したとおり整理したところでございます。いただきました御意見による計画案の変更点はございませんが、本計画や図書館行政を進めていく上で、今後の参考にさせていただきたいと考えております。意見提出手続の結果につきましては、今月19日に開催する図書館協議会に報告した後、市のホームページで公表するほか、市政情報コーナーや各支所、公民館に配布いたします。

今後のスケジュールにつきましては、3月に開催予定の図書館協議会において最終案を御審議いただき、調整を図った上で教育委員会会議に諮り、今年度内に決定する予定でございます。

以上、報告申し上げます。

○林委員長 以上の報告事項について、皆様方、御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 ないようなので、本日の議題は以上になります。散会いたします。

散会 午前10時35分